

広島県告示第千四百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、北広島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、北広島町長から届出があつた。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄		
大字	字	大字	字	
川戸	榎ノ木地 (山林部)	地 番	川戸 藪ヶ平 (山林部)	
				一一二七の二部、一一三〇の二部、一一三三の二部、一一四〇の二部、乙一一四一の二部、一一四二
				一一二七の二部
				一一六八、一一六九、一一七一
				一一七二の二部
				一一七二の五六
				一一二〇の二部
				一一六九の二部、一一七六、一一七七の一、一一七八、一一八二、一一八三、一一九六の二部、一一九八、一一九九の一、一三〇二の一から一三〇二の三まで
				一三三一の二部、一三三二の二部、乙一三五八の二部
				乙一三五八の二部、一三六〇の二部、一四〇五の二部
川戸	鳥屋号 (山林部)	大字	鳥屋号 (山林部)	
				鳥屋号 (山林部)
				森光 (耕地部)
				外原 (耕地部)
				土助山 (山林部)
				水谷山 (山林部)
				外原 (耕地部)
				榎ノ木地 (山林部)
				民安 (耕地部)
				鳥屋号 (山林部)
川戸	民安 (耕地部)	大字	鳥屋号 (山林部)	
				鳥屋号 (山林部)
				森光 (耕地部)
				外原 (耕地部)
				土助山 (山林部)
				水谷山 (山林部)
				外原 (耕地部)
				榎ノ木地 (山林部)
				民安 (耕地部)
				鳥屋号 (山林部)

	石野口 (耕地部)	甲六一六七の一、乙六一六七、六一六八、六一八五		藪ヶ平 (山林部)
		甲五九七二、乙五九七二、五九七三、五九七四、五九七五の一、五九七五の二、五九七六の一、五九七六の二、五九七七から五九八六まで、甲五九八七、乙五九八七、五九八八の一、五九八八の二、五九八九から六〇〇二まで、 乙五八〇九	井手ヶ谷 (山林部)	
		五七四一から五七五六まで、五七五七の一、五七五七の二、五七五八、甲五七五九、五七六〇、五七六三から五七六五まで、甲五七七一、五七七九の一、五七八〇、五七八一の一、五七八一の二、五七八二の一、五七八二の二、五七八三の一、五七八三の二、五七八四の一、五七八五、五七八六、五七八八、五七九〇、乙五八〇九	藪ヶ平 (山林部)	
	外原 (耕地部)	五七三七、五七三八、五七四〇、五七六一、五七六二、五八六四、五八六五、甲五八六六の二、乙五八六六の一、五八八四、五八八六から五八九六まで、五八九七の一、五八九七の二、五八九八から五九〇〇まで、五九〇一の一、五九〇一の二、五九〇二、五九〇三の一、五九〇三の二、五九〇四、五九〇五の一から五九〇五の三まで、五九〇六から五九〇九まで、甲五九一〇、乙五九一〇、甲五九一一、乙五九一一、五九一二から五九一四まで、甲五九一五の一、甲五九一五の二、乙五九一五、五九一六から五九四二まで、五九四四から五九五一まで、甲五九五二、乙五九五二、五九五三から五九七〇まで、甲五九七一、乙五九七一	榎ノ木地 (山林部)	
	外原 (耕地部)	五七三一から五七三六まで、五七三九	水谷山 (山林部)	
		五七〇二、五七〇三、乙五七〇九、丙五七〇九、五七一四、五七一五、五七一七から五七二〇まで、五七二六から五七三〇まで	鳥屋号 (山林部)	
	森光 (耕地部)	五六二八から五六三二まで、五六三八、五六三九、五六六五、五七一六、五七二一から五七二五まで	井手ヶ平 (山林部)	